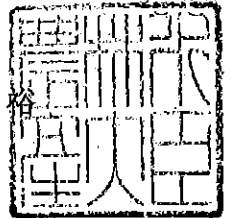


27消安第3818号
平成27年10月15日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 森山 裕



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第3号の規定に基づき、下記の事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第3条第1項の規定に基づき定められた普通肥料の公定規格について、次の改正を行うこと。

混合汚泥複合肥料の原料として、特殊肥料に指定されている「動物の排せつ物の燃焼灰（鶏ふん燃焼灰に限る。）」を新たに追加するとともに、既に原料として使用が認められている、し尿由来の汚泥発酵肥料に、「動物の排せつ物に凝集を促進する材料又は悪臭を防止する材料を混合し、脱水又は乾燥したものに動物の排せつ物を混合したもの又はこれを乾燥したものを堆積又はかくはんし、腐熟させたもの」を追加する公定規格の変更

